

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年10月4日(2012.10.4)

【公表番号】特表2012-500245(P2012-500245A)

【公表日】平成24年1月5日(2012.1.5)

【年通号数】公開・登録公報2012-001

【出願番号】特願2011-523405(P2011-523405)

【国際特許分類】

A 61 K 31/4439 (2006.01)

A 61 P 43/00 (2006.01)

A 61 P 41/00 (2006.01)

A 61 P 7/02 (2006.01)

C 07 D 401/12 (2006.01)

【F I】

A 61 K 31/4439

A 61 P 43/00 1 2 3

A 61 P 41/00

A 61 P 7/02

C 07 D 401/12

【手続補正書】

【提出日】平成24年8月16日(2012.8.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

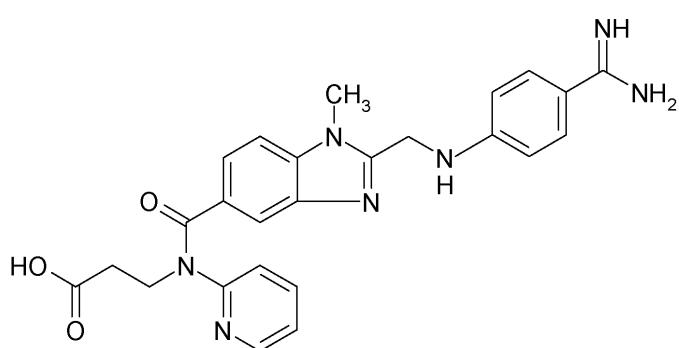
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

式II :

【化4】

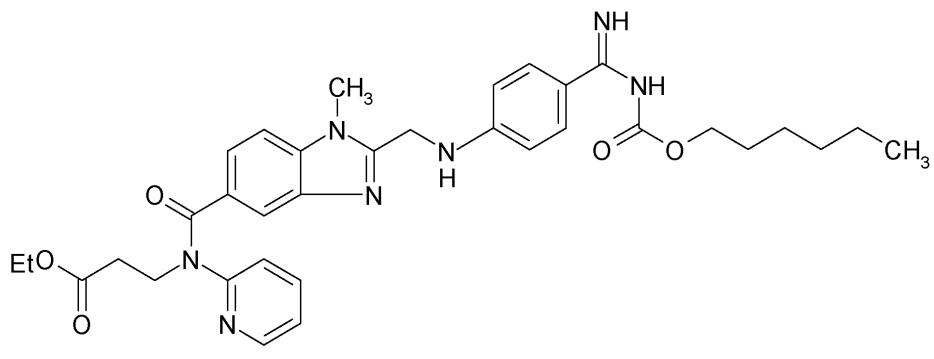


の化合物（場合により、その互変異性体、薬学的に許容しうる塩またはプロドラッグの形態である）、経皮的インターベンション心臓カテーテル法における補助的薬物療法用の医薬の製造のための使用。

【請求項2】

式IIの化合物のプロドラッグが、式I :

【化 5 】



I

の化合物（場合により、その互変異性体および薬学的に許容しうる塩の形態である）である、請求項1記載の経皮的インターベンション心臓カテーテル法における補助的薬物療法用の医薬としての使用。

【請求項3】

一日あたり、50～400mgの間、特に好ましくは、75～350mgの式Iの化合物を投与する、請求項2記載の使用。

【請求項4】

薬学的に許容しうる塩が、塩酸塩、臭化水素酸塩、ヨウ化水素酸塩、ヒドロスルファート、ヒドロホスファート、ヒドロメタンスルホナート、ヒドロニトарат、ヒドロマレート、ヒドロアセタート、ヒドロベンゾアート、ヒドロシトラート、ヒドロフマラート、ヒドロタルトарат、ヒドロラクタート、ヒドロオキサラート、ヒドロスクシナート、ヒドロベンゾアートおよびヒドロ-*p*-トルエンスルホナートから選択される酸付加塩を含む、請求項2～3のいずれか一項記載の使用。

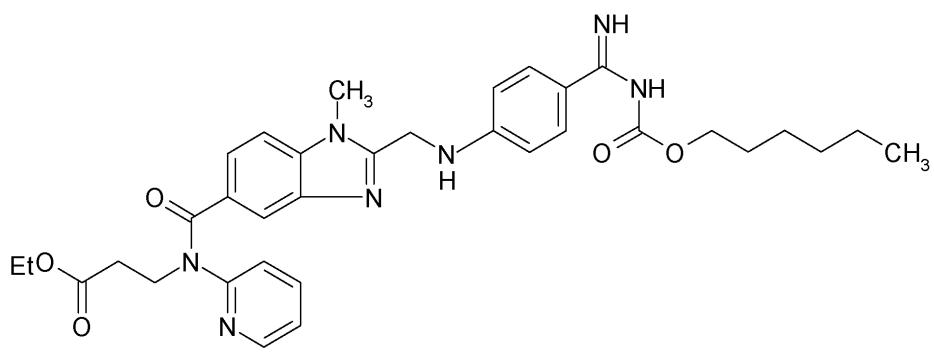
【請求項5】

薬学的に許容しうる塩が、塩酸塩、臭化水素酸塩、ヒドロスルファート、ヒドロホスファート、ヒドロマレアート、ヒドロフマラートおよびヒドロメタンスルホナートを含む、請求項2～4のいずれか一項記載の使用。

【請求項 6】

経皮的インターベンション心臓カテーテル法における補助的薬物療法用の医薬としての 、式 I :

【化 6】



1

(場合により、その互変異性体および薬学的に許容しうる塩の形態である)の化合物。

【請求項 7】

薬学的に許容しうる塩が、塩酸塩、臭化水素酸塩、ヨウ化水素酸塩、ヒドロスルファート、ヒドロホスファート、ヒドロメタンスルホナート、ヒドロニトарат、ヒドロマレート、ヒドロアセタート、ヒドロベンゾアート、ヒドロシトラート、ヒドロフマラート、ヒドロタルトラート、ヒドロラクタート、ヒドロオキサラート、ヒドロスクシナート、ヒ

ドロベンゾアートおよびヒドロ-*p*-トルエンスルホナートから選択される酸付加塩を含む、請求項6記載の使用のための式Iの化合物。

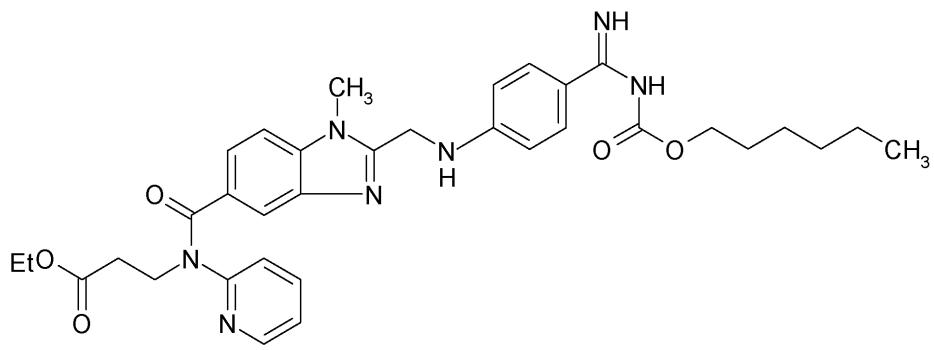
【請求項8】

薬学的に許容しうる塩が、塩酸塩、臭化水素酸塩、ヒドロスルファート、ヒドロホスファート、ヒドロマレート、ヒドロフマラートおよびヒドロメタンスルホナートを含む、請求項6または7記載の使用のための式Iの化合物。

【請求項9】

経皮的インターベンション心臓カテーテル法における補助的薬物療法用の、式I：

【化7】



(場合により、その互変異性体および薬学的に許容しうる塩の形態である)の化合物を含む医薬組成物。